

令和2年（2020年）7月17日

教職員・学生各位

熊本県立大学 理事長 白石 隆

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針における 教職員及び学生の移動にかかる取扱いについて

本学の「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針（令和2年5月25日改定）」において、教職員及び学生の県外への移動については「県外・国外への出張及び研修は原則として延期又は中止」、「県外への移動（私事の外出）はできるだけ控えること」としているところです。

ご承知のとおり、5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県で解除された日以降、感染者は減少しつつありましたが、ここ数日で再び感染者が増加傾向にあります。7月16日には東京都で過去最高となる286人、大阪府では66人の感染が確認されるなど感染拡大が見られます。また、最近、大学においても教職員や学生が新型コロナウイルスに感染していることが確認されております。

これらの状況を踏まえ、教職員及び学生の移動（私事の外出）に係る取扱いを「県外への私事の外出は当面の間自粛すること」とします。

なお、本学の「新型コロナウイルス感染防止のための対応指針」に記載しているとおり、仮に学生や教職員等に感染者が発生した場合には2週間の学校閉鎖をすることとしていることを改めて申し添えます。

【新型コロナウイルス感染症に対する対応方針（令和2年5月25日改定）抜粋】

1. 感染予防対策について

（4）教職員及び学生の出張・移動における感染予防対策

- ① 県外・国外への出張及び研修は原則として延期又は中止とし、非常勤講師等の来学についても同様とする。
- ② 教職員が兼業する場合においても、兼業先への移動については、①と同様とする。
- ③ 国外への不要不急の移動（私事の外出）は自粛すること。また、県外への移動（私事の外出）はできるだけ控えること。